

平成31年第2回玉名市農業委員会総会議事録

平成31年2月5日（火）午後2時 玉名市役所 第二委員会室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	赤松 繁之	4番	竹下 宏介
5番	浦谷 幸司	6番	縄田伊知郎	7番	下川 安	8番	船津 和利
10番	田上 一	11番	福田 友明	12番	中島 浩輔	13番	小川 信孝
14番	高田 優子	15番	吉田 孝壽	16番	島村 秀敏	17番	永田 眞一
18番	堀田 昌子	19番	村端 一弘				

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

9番 澤村 哲志

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1	水本 信之	推2	植野 司	推3	松本 恒幸	推4	土田 健一
推5	小山 勝男	推6	森川 正志	推7	増本 龍雄	推8	岡村 栄一
推9	橘 一輝	推10	栗田 稔	推11	小山久仁江	推12	西分 幸夫
推13	徳井 勝美	推14	永田 光秀	推15	楯岡 秀昭	推16	井上 道明
推17	中山 一久	推18	坂本 修	推19	平野 秀正		

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

0名

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	二階堂正一郎	次長	小山 博	係長	竹森 明德	参事	松倉 司
主査	渡邊布由紀	主任	大原 三和				

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
第7号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

第3号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
第4号 農地の形状変更届について
第5号 許可不要転用届について

1. 開 会

○事務局長（二階堂正一郎君） 皆さんこんにちは。定刻になりましたので始めたいと思います。

本日は、農業委員総数19名のうち、9番の澤村委員からの欠席の届けがあっており、18名の御出席でございます。また、最適化推進委員さんのほうに関しましては、全員の御出席となっております。

玉名市農業委員会会議規則第6条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから平成31年第2回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（二階堂正一郎君） まず、永田会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第4条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（永田知博君） 皆さん、改めましてこんにちは。

御存じのようになんかパツとしない天気でございます。農作物に対しましてもいろいろと障害が出ているような状況でございます。また、価格面とか、いろんな面でいろいろ状況が変わっておりますので、非常に危惧しておるところでございます。

また、先日、1月29日、30日と人吉のほうで、農業委員会会長と事務局の合同研修というのがございまして、私と竹森係長と2人で参加いたしました。いろいろと各地区におきましていろいろな問題を抱えておりまして、農業委員の今後のあり方であるとか、遊休農地の使用方法であるとかいろんなテーマがございました。2日間にわたりましていろいろと勉強もしてまいりました。

また、県の農業会議のほうで経営相談課というのを今、新設してございます。いろいろと経営相談であるとか、各テーマごとに専門家を置いて、いろいろと相談に乗ってくれるそうです。皆さんも何かありましたときは、そういうことも利用されて、これは申し込んでいただくとちゃんと対応してくれるそうですので、なるべくこういうのは御利用いただいたほうがいいと思います。

そういうことで、また今月は、あとで次長のほうからも紹介がありますけども、研修も残っております。どうぞよろしく願いしたいと思います。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（永田知博君） それでは、早速でございますけれども、議事に入ります。

本日の議案は、議第5号より議第7号までの47件と、報告第3号から5号までの23件が提案されております。慎重なる御審議よろしく願いいたします。

また、本日の議事録の署名委員は、13番、小川委員と17番の永田委員にお願いいたします。

それでは、発言の際には、委員番号と氏名、推進委員からの発言の場合は、推進委員番号と氏名を述べたうえで各自発言をお願いいたします。また、採決の際の挙手につきましては、農業委員のみの挙手をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは、議事に入ります。

議第5号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 議案の1ページをお願いいたします。

議第5号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。平成31年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、築地と熊本市の申請人で、築地の畑235㎡を労力不足と隣接地取得のため売買するものです。

2番、八代市と山部田の申請人で、山部田の田151㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

3番、福岡市と岱明町の申請人で、岱明町上の畑497㎡を義理の兄へ贈与するものです。

4番、横島町の申請人で、横島町横島の田600㎡を相手方の要望と隣接地取得のため売買するものです。

以上4件、合計1,483㎡につきまして、農地法第3条第2項の各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを充たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。受付番号1番より、担当委員の説明をお願いいたします。

1番からどうぞ。

○3番（赤松繁之君） 3番、赤松です。1番の案件について御説明いたします。

1番の案件の譲受人はですね、住所は熊本市になっておりますが、現在はほとんど築地で生活されているようで、下限面積も充たしており、隣接地というところは

ですね、ここは荒れてですね、竹等が生えているもので、そこを買い取ってある程度使えるようにするということですので、何ら問題なく許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、2番、お願いいたします。

○8番（船津和利君） はい、8番、船津です。2番の案件について説明いたします。

譲渡人は労力不足と譲受人は経営拡張ということで、下限面積も充たしており、何ら問題ないと思います。許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、3番、お願いします。

○推10番（栗田 稔君） 推進委員番号10番、栗田です。

3番の案件については事務局の説明どおりです。義理の兄弟ということで、遠隔地におられるということ。それに受け人のほうが今まで管理をされていたということで、贈与に関しては問題なしと判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、4番、お願いします。

○16番（島村秀敏君） 16番、島村です。4番の件につきまして御報告申し上げます。

譲渡人におきましては、相手方の要望ということで、面積600㎡を譲渡したいというお話でございます。譲受人におきましては、隣接ということで、下限面積もクリアしておりますし、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

1番から4番まで、ただいま委員の説明が終わりました。何か皆さんより御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、議第5号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第5号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第6号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。議第6号は、受付番号1番に顛末書が提出されておりますので、委員説明の

前に事務局より顛末書を読み上げます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 議第6号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1号の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成31年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が繁根木の田135㎡外1筆、計232㎡で、転用目的は宅地拡張です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が六田の田360㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が岱明町西照寺の畑326㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

3ページをお願いします。

4番、申請物件が岱明町三崎の畑1,206㎡で、転用目的は太陽光発電施設です。JR大野下駅より概ね300m以内の農地で、第3種農地と判断しております。報告第3号11番と関連がございます。

5番、申請物件が岱明町中土の畑111㎡外2筆、計961㎡で、転用目的は駐車場です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

6番、申請物件が岱明町扇崎の畑435㎡外1筆、計468㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

7番、申請物件が横島町横島の畑228㎡外1筆、計489㎡で、転用目的は露天資材置場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

8番、申請物件が横島町横島の田998㎡で、転用目的は農家住宅です。農地区分は、玉名市役所横島支所より概ね300m以内の農地で、第3種農地と判断しております。

以上8件、合計5,040㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る2月1日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。受付番号1番につきまして、事務局より顛末書をお願いいたします。

○参事（松倉 司君） — 1番の案件について顛末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、委員の説明をお願いいたします。

1番からどうぞ。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番の案件について説明いたします。

場所は吉田病院の南側です。譲受人は、3月にここを購入して引っ越しする予定です。この場所は一部田んぼになっているんですけど、それに家族が、譲受人の家族が車を4台所有しており、駐車場を確保したいということです。排水計画は特にありません。現在のままです。用水、生活排水が生じる施設を設置する予定はありません。

現地調査の結果、何ら問題なく、本件については許可相当と判断します。審議のほうをよろしくをお願いします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、2番、お願いいたします。

○3番（赤松繁之君） 3番、赤松です。2番の案件について御説明いたします。

申請人は親の介護をするために、実家の横に個人住宅を建設するための申請で、場所は、鮮ど市場の北側約6、70mぐらいのところ、北側を市道が通り、ほかには住宅地です。建物は木造平屋建てで、造成は土砂の流出を防ぐためにブロックで囲んで、泥で盛って上の家の高さと同じ高さにするそうです。給排水は北側市道の上下水道を利用し、雨水は北側市道の側溝へ接続、排水するとのことで、現地調査の結果、何ら問題なく、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、3番、お願いします。

○11番（福田友明君） 11番、福田です。3番について説明いたします。

今回提出されている農地の転用許可目的は、個人住宅の建築であります。使用貸人と借人は親子関係であります。申請人は現在菊陽町のアパートに居住しておりますけれども、将来のことを考え、実家横の父所有の農地に建築する計画であります。転用面積は先ほど事務局から説明がありましたが、326㎡で、建築面積約111㎡、平屋建ての住宅であります。給排水計画は市の上水道を利用し、排水については南側の下水道に接続して利用するというであります。雨水につきましては、

敷地内に雨水枡を設け、敷地内に浸透させるということです。防除計画ですが、敷地の東側には既に住宅があるものの、既にブロックで仕切られており、土砂の流出はなく、日照等の被害もないものと考えております。

調査の結果、許可相当と判断いたしました。

続きまして、次ページの4番について説明いたします。

転用目的は太陽光発電施設の建設であります。場所は事務局から説明がありましたけれども、大野下駅の北西約300m以上の位置にあたり、第3種農地にあたります。地目は畑でありますけれども、譲渡人の維持管理ができない中で、現在は耕作放棄地状態となっております。そこで譲受人に所有権移転し、約1,200㎡の面積にパネル224枚で38.5kwの太陽光発電を建設し、周りはフェンスで囲む計画であります。給排水計画はありません。雨水は自然浸透とし、周りへの影響はないものと考えております。

被害防除計画ですが、盛土、切土は行わず、鎮圧のみでございます。畦や法面は現状のまま使用ということでございます。用地の西・北・東、接地の農地はなく、日照を妨げることもありません。北側には宅地はあるものの、高低差が約7m以上の高台となっております、反射等の影響もないものと考えております。転用することによって生ずる付近への土地作物等への被害はないと判断し、許可相当と判断いたしました。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、5番、申し上げます。

○推11番（小山久仁江君） 推進委員11番、小山です。5番の案件について説明します。

申請地は、岱明町中央公民館の南側、約2、30mぐらいのところに位置する第3種農地で、転用目的は駐車場です。申請人は、玉名郡市荒尾地区の熊本県教職員組合並びに退職教職員等連絡協議会の教育活動を支援するために新設された一般社団法人です。申請地内にはタンクがあり、これを会議のための集会所として改装し、周囲を駐車場にできる利便性からこの地を選定したということです。車は20台駐車できるようになります。

申請地の北側と西側は宅地、東側と南側は市道に面しており、隣接する農地はありません。申請地は市道に対して約2mの高さがあるので、砂利を敷く程度で造成工事はせず、周囲にブロックで擁壁を設置し、この擁壁に沿って危険防止のためフェンスも設置します。

南側の市道からこの申請地への進入路がありますが、この進入路、両脇の法面は

石垣で補強されています。西側の宅地との境界はブロック塀があり、北側の宅地との境界には、ブロックが3段設置されていますので、周囲への土砂等の流出はありません。駐車場なので給排水設備は不要です。雨水は地下浸透とし、浸透できない分は道路側溝に排水します。周囲の家屋や農地への影響がないことを現地調査で確認しており、問題なく許可相当と判断しました。よろしくお願ひします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、6番、お願ひします。

○推13番（徳井勝美君） 推進委員13番、徳井です。6番の案件について説明します。

転用目的は個人住宅です。転用面積は468㎡です。譲渡人と譲受人の関係は、譲受人は孫にあたります。譲受人は現在借家住まいで、宇土のほうにおられ、子どもが2人いて手狭になってきたので、将来の家族生活に即した住宅建設用地が必要となったことから、出身地である実家の近くを選定されました。

土地利用の計画、個人用住居、木造1階96.47㎡、残りの土地は駐車場、進入道路及び庭地として利用されます。給排水計画は、南側市道に敷地予定の市の上水道より吸水されます。生活雑排水と汚水は合流させて南側市道に敷地予定の市の下水道へ放流されます。雨水は南側市道の側溝へ放流されます。被害防除計画、敷地内の外周に擁壁を設置して、土砂流出、堆積を防ぐとのこと。近隣への農地の被害防除については、現地調査の結果、周囲への影響はないと判断いたしました。よって、許可相当と思います。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、7番について説明をお願いいたします。

○14番（高田優子君） 14番、高田です。7番の案件について説明いたします。

譲受人は建設業を営んでおり、以前より慢性的な資材置場の不足があり、適当な場所を探しておりましたが、住宅の隣に適当な場所が見つかり、譲渡人も耕作は不可能ということで話がまとまり、露天資材置場としての申請であります。主に採石、重機の資材置場としての活用をするということです。

給排水の件につきましては、建物がありませんので、給排水計画はなしで、生活雑排水もなし、雨水は自然浸透ということでございます。造成中の被害防除は、乗入れ口が東側に造成するために、造成にかかわる土地の流出などの恐れはないと思われまふ。その他は整地程度であり、特に被害がおよぶことはないと判断いたしました。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、8番、お願いします。

○14番(高田優子君) はい、14番、高田です。8番の案件について説明いたします。

転用目的は農家住宅、使用貸人と使用借人は親子関係で、使用借人は現在会社勤めではありますが、父の農業の後継者であり、秋には会社を退職し、農業のみをすることです。それに伴い自己の占有住宅及び農業用倉庫を建設するということの申請でございます。給排水計画は、給水方法は井戸を掘削して使用することです。排水方法は、雨水については敷地内に雨水用枡を設置し、浄水を北側排水路に流入する。生活雑排水と汚水は農業集落排水施設に流入させるということでございます。被害防除計画としまして、周囲を必要最小限のブロックで囲み、土砂の流出、堆積、崩壊への対応をするということでございます。

現地調査の結果、何ら問題ないと思われまます。御審議よろしく願いいたします。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

担当委員の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長(永田知博君) 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第6号、農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第6号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第7号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長(二階堂正一郎君) 5ページをお願いいたします。

議第7号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。平成31年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

6ページから7ページの総括表、8ページから11ページまでの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。

11ページのほうをお願いいたします。

今回は所有権移転が4件、16,192㎡、利用権設定が31件、78,344㎡、合計35件、94,536㎡の集積です。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たしているものと判断し、御提案をしております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。何か御意見、御質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第7号、農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第7号については、原案どおり決定いたしました。

-----○-----

4. 報 告

○議長（永田知博君） 次に、報告第3号、4号、5号について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 12ページをお願いいたします。

報告第3号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。平成31年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回、12ページから17ページまで21件、合計の92,162㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、18ページをお願いいたします。

報告第4号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成31年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回1件、842㎡の届出を受理しております。届出理由は野菜畑としての利用ということです。

続きまして、19ページをお願いいたします。

報告第5号、許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。平成31年2月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回1件、農業用施設用地として、507㎡の内の199㎡について届出を受理しております。該当規定は、農地法施行規則第29条第1項第1号に該当する農業用施設用地です。

以上で報告を終わります。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局より報告がございました。質問などはございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（永田知博君） 質問もないようでございますので、本日予定しておりました議案審議と報告を終わります。

-----○-----

5. その他

○議長（永田知博君） これからその他に移ります。

今日はいろいろとその他の事項も多ございますけれども、皆さんのお手元に中島委員より、耕作放棄地解消への取り組み事例として資料をいただいております。これはですね、平成30年度JA九州沖縄地区青年大会の組織活動実績発表で、JA久留米の青年部が発表されたものだそうです。いろいろな組織が、耕作放棄地の解消に向けて活動されている一例として御紹介しました。

これは中島委員の息子さんが参加されて、非常に感銘を受けたということで、皆さんに御紹介をということで、ここに「ほとめきのふるさと、耕し続けるその先に」というテーマでここに紹介されておりますので、皆さんも後ほど読んでいただいて、非常に活動の内容もわかっていただけたと思います。

中島委員、直接行かれとるのであれば中島委員に紹介していただきますけれども、息子さんが参加されたそうでございますので、お手元の資料を御参考によりしくお願いいたします。

それから、事務局のほうからお願いします。

○事務局次長（小山 博君） こんにちは。事務局次長、小山です。

今年度、平成30年度の玉名市農業委員会の視察研修について、前回、前々回より日程等お知らせしておりました。いよいよ今月ですね、期日、2月21日木曜と2月22日金曜の2日間で開催いたします。研修先は鹿児島県日置市農業委員会になります。おおよそですけど、日置市農業委員会、平成29年7月20日ですので、玉名市より約1年ほど前、現行の新体制に移行されており、農業委員数が19名、これは玉名市と同じです。農地利用最適化推進委員15人の農業委員会でございます。日置市の人口は約49,000人で、地域面積が約253km²、玉名市152km²ですので、玉名市より地域面積は広いところというところがございます。

研修内容としましては、日置市農業委員会の概要について説明があるかと思えます。それと、メインとして遊休農地の発生防止、解消について、この日置市農業委員会で取り組まれていることがですね、この遊休農地発生防止解消について、下限面積の要件引下げをして農地の有効利用、ひいては定住促進につなげることを取り組んでおられるのがひとつの特徴であります。

1枚資料をめくっていただきますと、新聞記事のコピーを付けておりますが、こ

れはですね、このような日置市農業委員会の定住促進の支援という見出し等で、つなげるということで取り組まれていることが、ちょうど1年ほど前です。平成30年2月9日の農業新聞の全国版にですね、取り組みが紹介されておりました。非常に要件を緩和されたのがその年の5月ごろ、それからですね、3条の申請が増えていったということが、ちょっと左のほうの表にも数字としても現れており、そのような取り組みが紹介されておりますので、これ特色としてですね、研修に参加される際、知識としてですね、持って臨んでいただければと思います。

それで、22日、その後、鹿児島市に宿泊し、翌22日は、同じ鹿児島市内ですけど、鹿児島市観光農業公園グリーンファームというところを視察研修して帰ってくる行程であります。集合・出発は先に伝えておりましたが、2月21日木曜は、8時50分、玉名市役所の正面、玉名市役所本庁の駐車場に8時50分集合で9時出発としておりますので、よろしくお祈いします。帰着は翌日午後4時ごろの玉名市役所駐車場を見込んでおります。

資料の最後のページ、新聞コピーの次に、最後にですね、予定表も付けております。この予定表にあるとおりですので、よろしくお祈いします。

以上が農業委員会視察研修についてのお知らせでした。どうぞよろしくお祈いしときます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

今、研修旅行の件について次長より紹介がございました。何か皆さんから御質問、御意見などございませんでしょうか。

（なしの声）

-----○-----

6. 閉 会

○議長（永田知博君） 何もなければこれをもって閉会いたします。

どうもおつかれさまでした。

-----○-----

閉 会 午後2時42分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成31年2月5日

玉名市農業委員会会長 永田 知博

農 業 委 員 小川 信孝

農 業 委 員 永田 眞一